

小城市三日月町織島 2602 番地 1 合瀬健一ほか 16 名から認可申請の佐賀西部土地改良区設立のことは、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 8 条第 1 項の規定により適当と決定したので、同条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 24 年 10 月 16 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号)に提出してください。

平成 24 年 8 月 31 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

土地改良区事業計画書及び定款の写し

2 縦覧の期間

平成 24 年 8 月 31 日から平成 24 年 10 月 1 日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所、多久市役所及び小城市役所